

事業者のみなさまへ～事業系ごみの分別について

事業活動から排出されるごみは、家庭ごみ集積所（ごみステーション）に出すことはできません。事業系ごみは、家庭ごみと事業系ごみの処理ルートが全く違うため、事業者の責任と経費負担において、町や県が許可した廃棄物収集運搬業者と契約するなどして、適正に処理しなければなりません。

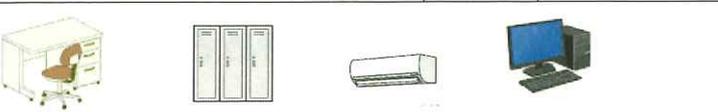
事業系ごみは、ごみの種類や排出事業者の業種による「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。**西都児湯クリーンセンターへ搬入できるのは「一般廃棄物」のみ**です。プラスチックなどの「産業廃棄物」及び古紙類は搬入できません。また、資源化できるものは、許可業者や資源物回収業者へ委託するなどリサイクルをするなど、適正な分別をお願いします。

西都児湯クリーンセンター搬入時「一般廃棄物」に「産業廃棄物」が混入していた場合、収集運搬事業者が排出事業者に代わり「指導」されるため、適正な分別を併せてお願いします。

○事業者とは・・・**個人事業（事業を行う個人）と法人**

【例】飲食、運送、建築、加工、清掃、理美容、販売、福祉（保育園・幼稚園含む）、ブリーダー、農業 など

事業系一般廃棄物（可燃ごみ）	紙類	 新聞 ダンボール 雑誌 など	分別して資源回収業者（リサイクル）	○新富町が許可した一般廃棄物収集運搬業者へ委託し、西都児湯クリーンセンターへ搬入してください。 排出事業者が西都児湯クリーンセンターへの直接持込はできません。 ○紙類や古布等は資源としてリサイクルしてください。 ○製造業など 特定の事業に伴う場合は、産業廃棄物 となります。	
	生ごみ	 生ごみ 食べ残し、売れ残り など	↑		
	木くず	 木製品 剪定木 など			古布  衣類・布 など
	一般ごみ	 感熱紙 写真 汚れた紙 など			

産業廃棄物（不燃ごみ等）	プラスチック製品	 弁当容器 ビニール袋 プラ製品 ラップ 発砲スチロールなど ※汚れが付着していても「産業廃棄物」として処理	○宮崎県が許可した産業廃棄物収集運搬業者へ委託などして、できるだけリサイクルしてください。 産業廃棄物は西都児湯クリーンセンターへの持込はできません。 ※産業廃棄物が、一般廃棄物に混入しないよう、適切に分別してください。	
	ビン・缶 ペットボトル	 ビン 缶 ペットボトル		
	金属類	 刃物 アルミ箔 スプレー・ガス缶 はさみ など		
	ガラス 陶磁器類	 コップ 植木鉢 茶碗 蛍光灯 など		
	廃油	 食用油 エンジンオイル など		電池  乾電池（充電式含）
	その他	 机・椅子 ロッカー エアコン パソコン など		

